

葛飾区立校外学園条例の一部を改正する条例

葛飾区立校外学園条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案						
<p><u>葛飾区立校外学園条例</u></p>	<p><u>葛飾区立日光林間学園条例</u></p>						
<p>(設置)</p> <p>第1条 葛飾区立学校(以下「区立学校」という。)の児童・生徒の健康増進、学習及び生活指導並びに区民の社会教育の振興等に寄与するため、<u>葛飾区立校外学園</u>(以下「学園」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 葛飾区立学校(以下「区立学校」という。)の児童・生徒の健康増進、学習及び生活指導並びに区民の社会教育の振興等に寄与するため、<u>葛飾区立日光林間学園</u>(以下「学園」という。)を栃木県日光市花石町2067番地1に設置する。</p>						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>学園の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛飾区立日光林間学園</td> <td>栃木県日光市花石町 2067番地1</td> </tr> <tr> <td>葛飾区立あだたら高原学園</td> <td>福島県二本松市永田字 長坂国有林一四林班み2 小班</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	葛飾区立日光林間学園	栃木県日光市花石町 2067番地1	葛飾区立あだたら高原学園	福島県二本松市永田字 長坂国有林一四林班み2 小班	
名称	位置						
葛飾区立日光林間学園	栃木県日光市花石町 2067番地1						
葛飾区立あだたら高原学園	福島県二本松市永田字 長坂国有林一四林班み2 小班						
<p>(施設)</p> <p>第2条の2 <u>葛飾区立日光林間学園</u>には、次に掲げる施設を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊室</li> <li>(2) 休憩室</li> <li>(3) 会議室</li> <li>(4) 体育館</li> <li>(5) 運動場</li> <li>(6) キャンプファイアー場</li> <li>(7) 飯ごう炊さん場</li> </ol> <p>2 <u>葛飾区立あだたら高原学園</u>には、次に掲げる施設を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊室</li> <li>(2) 休憩室</li> <li>(3) 研修室</li> <li>(4) 炭焼施設</li> </ol> <p>第2条の3 (略)</p> <p>第2条の4 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げる<u>すべての要件</u>を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)から(3)まで (略)</li> </ol> <p>第3条から第13条まで (略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 <u>学園</u>には、次に掲げる施設を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊室</li> <li>(2) 休憩室</li> <li>(3) 会議室</li> <li>(4) 体育館</li> <li>(5) 運動場</li> <li>(6) キャンプファイアー場</li> <li>(7) 飯ごう炊さん場</li> </ol> <p>第2条の2 (略)</p> <p>第2条の3 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げる<u>全ての要件</u>を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)から(3)まで (略)</li> </ol> <p>第3条から第13条まで (略)</p>						

現 行	改正案																																																										
(委員会による学園の管理) 第14条 第2条の3の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる学園の管理に係る業務を行うことができる。	(委員会による学園の管理) 第14条 第2条の2の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる学園の管理に係る業務を行うことができる。																																																										
2 (略)	2 (略)																																																										
第15条 (略)	第15条 (略)																																																										
別表 (第12条関係)	別表 (第12条関係)																																																										
(1) 葛飾区立日光林間学園																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等の区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">宿泊室</td> <td>1人1泊につき3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休憩室</td> <td>1人1時間につき160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>しらかば</td> <td>1日につき2,200円</td> </tr> <tr> <td>からまつ</td> <td>1日につき650円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体育館</td> <td>1日につき3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動場</td> <td>1日につき380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">キャンプファイアー場</td> <td>1箇所1時間につき120円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飯ごう炊さん場</td> <td>1炉1時間につき120円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付帯設備</td> <td>1日につき6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設等の区分		限度額	宿泊室		1人1泊につき3,200円	休憩室		1人1時間につき160円	会議室	しらかば	1日につき2,200円	からまつ	1日につき650円	体育館		1日につき3,700円	運動場		1日につき380円	キャンプファイアー場		1箇所1時間につき120円	飯ごう炊さん場		1炉1時間につき120円	付帯設備		1日につき6,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等の区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">宿泊室</td> <td>1人1泊につき3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休憩室</td> <td>1人1時間につき160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>しらかば</td> <td>1日につき2,200円</td> </tr> <tr> <td>からまつ</td> <td>1日につき650円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体育館</td> <td>1日につき3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動場</td> <td>1日につき380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">キャンプファイアー場</td> <td>1箇所1時間につき120円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飯ごう炊さん場</td> <td>1炉1時間につき120円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付帯設備</td> <td>1件1日につき6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設等の区分		限度額	宿泊室		1人1泊につき3,200円	休憩室		1人1時間につき160円	会議室	しらかば	1日につき2,200円	からまつ	1日につき650円	体育館		1日につき3,700円	運動場		1日につき380円	キャンプファイアー場		1箇所1時間につき120円	飯ごう炊さん場		1炉1時間につき120円	付帯設備		1件1日につき6,000円
施設等の区分		限度額																																																									
宿泊室		1人1泊につき3,200円																																																									
休憩室		1人1時間につき160円																																																									
会議室	しらかば	1日につき2,200円																																																									
	からまつ	1日につき650円																																																									
体育館		1日につき3,700円																																																									
運動場		1日につき380円																																																									
キャンプファイアー場		1箇所1時間につき120円																																																									
飯ごう炊さん場		1炉1時間につき120円																																																									
付帯設備		1日につき6,000円																																																									
施設等の区分		限度額																																																									
宿泊室		1人1泊につき3,200円																																																									
休憩室		1人1時間につき160円																																																									
会議室	しらかば	1日につき2,200円																																																									
	からまつ	1日につき650円																																																									
体育館		1日につき3,700円																																																									
運動場		1日につき380円																																																									
キャンプファイアー場		1箇所1時間につき120円																																																									
飯ごう炊さん場		1炉1時間につき120円																																																									
付帯設備		1件1日につき6,000円																																																									
備考	備考																																																										
1 この表において「1泊」とは、午後2時から翌日の正午までをいう。	1 この表において「1泊」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。																																																										
2 この表において「1日」とは、午前9時から午後8時30分(運動場にあつては、午後4時30分)までをいう。	2 この表において「1日」とは、午前9時から午後8時30分(運動場にあつては、午後4時30分)までをいう。																																																										
(2) 葛飾区立あだたら高原学園																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等の区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>1人1泊につき1,600円</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>1人1時間につき80円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき2,300円</td> </tr> <tr> <td>炭焼施設</td> <td>1回(7日以内)につき8,000円</td> </tr> <tr> <td>付帯設備</td> <td>1日につき6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設等の区分	限度額	宿泊室	1人1泊につき1,600円	休憩室	1人1時間につき80円	研修室	1日につき2,300円	炭焼施設	1回(7日以内)につき8,000円	付帯設備	1日につき6,000円																																															
施設等の区分	限度額																																																										
宿泊室	1人1泊につき1,600円																																																										
休憩室	1人1時間につき80円																																																										
研修室	1日につき2,300円																																																										
炭焼施設	1回(7日以内)につき8,000円																																																										
付帯設備	1日につき6,000円																																																										
備考																																																											
1 この表において「1泊」とは、午後2時から翌日の正午までをいう。																																																											
2 この表において「1日」とは、午前9時から午後8時30分までをいう。																																																											
	付 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。																																																										